

### 基本目標Ⅲ 乳幼児期の保育・教育の良質な環境づくり

基本目標Ⅲでは、これまで本市において保育施策を推進するための行動計画として位置付け、取組を推進してきました「川崎市保育基本計画」の「基本目標」や「具体的な支援策」等を踏まえ、2015(平成27)年度から推進する施策・取組について示しています。

#### Ⅲ－1 幼児教育の充実と教育・保育の一体的な推進

2012(平成24)年8月、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、「子ども・子育て関連3法」が制定され、2015(平成27)年4月から「子ども・子育て支援新制度」が導入されることとなりました。「子ども・子育て支援新制度」では、就学前の子どもの教育・保育を保障するために幼稚園や保育所等が一体となった「給付制度」が導入されるとともに、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う「認定こども園」の普及を図ることとしています。

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、このような時期に行われる幼児教育は非常に重要なものです。そのため、子どもが周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、一人ひとりが安心感を持って過ごし、遊びを通した教育によりさまざまな活動ができる環境を整えていく必要があります。

本市では、これまで幼稚園が積み上げてきた「幼児教育」に関する理念と、日々実践している教育成果を活かし、保育施策・事業と連携して、全ての子どもが必要に応じた良質な教育・保育を受け、健やかに成長するよう支援していきます。

##### これまでの取組

- 本市では2009(平成21)年度末に市立幼稚園を廃止しており、私立幼稚園が各園の教育方針に基づき、特色ある教育を実践し、幼稚園での教育を全面的に担ってきました。
- 幼稚園は、地域に根付いた教育施設として長年にわたり運営してきた実績を持っています。そして、子ども一人ひとりの発達に応じ集団生活を通して生きる力の基礎を育成するとともに、小学校教育へ円滑につなげる幼児教育を実践するなど、子どもの健やかな成長を支える重要な役割を果たしてきました。
- 市内の私立幼稚園の運営や川崎市幼稚園協会の活動に対し補助を実施するとともに、特別な支援を必要とする子どもの受け入れ、預かり保育の充実、園庭開放や講演会の開催などの子育て支援事業の促進が図られるよう私立幼稚園への補助を実施し、総合的な幼児教育の振興を図ってきました。
- 国の幼児教育無償化の動き等に合わせた私立幼稚園保育料補助により、保護者の経済的負担の軽減を図ってきました。
- 2010(平成22)年4月に、幼保連携型認定こども園を民設民営で開設し、本市のモデル園として幼児教育と保育の総合的・一体的な提供を行うとともに、教育・保育の実践研究を行ってきました。
- 幼稚園、認定こども園、保育所から小学校への円滑な接続を行うため、各区役所のこども支援室が中心となり幼保小連携事業を推進してきました。

## 現状と課題

- 本市の3～5歳の子どもの約6割は幼稚園を利用しており、今後も、幼稚園や認定こども園、いずれの施設においても、引き続き子どもたちへの質の高い幼児教育の提供が必要です。
- 幼児教育の重要性が高まる中、社会経済情勢の変化による女性の社会進出などに伴い保育ニーズも増加しており、都市部では待機児童解消が喫緊の課題となっています。このような保護者の「教育と保育」に関する多様なニーズに対し、1号認定から3号認定の全ての子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に提供する認定こども園が、その受け皿として期待されています。

＜「子ども・子育て支援新制度」における教育・保育の利用区分＞

支給認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育の必要量に応じた区分	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業

＜「子ども・子育て支援新制度」における幼稚園の類型＞

制度	類型	給付	所管	保育料	受入園児
子ども・子育て支援新制度	幼稚園	施設型 給付	川崎市	市が定める 保育料 <sup>注)</sup>	1号
	幼保連携型認定こども園				1～3号
	幼稚園型認定こども園				
従来の制度	幼稚園	私学助成	神奈川県	園が定める保育料	(1号)

注) 市が定める保育料：保育料の他に、園によっては、その他の諸費用（特定負担額、実費徴収）がかかる場合があります。

- 現在、市内の認定こども園は、幼保連携型認定こども園が1園、幼稚園型認定こども園が1園の合計2園です。幼稚園の実績と環境を活かし、さらに充実した教育・保育を実施し、多様なニーズへの対応を図るため、幼稚園や保育所から認定こども園への移行を支援することが必要です。
- 認定こども園への移行にあたり、2号、3号認定の子どもを受け入れるための施設整備等が必要となります。また、幼稚園の立地を見ながら、2号、3号認定の子どもの需要が多い地区とのマッチング等の調整が必要です。
- 幼稚園では、保護者の多様なニーズに対応するため、教育時間の前後に預かり保育を実施しており、さらなる充実が期待されています。本市では、2014(平成26)年度から認定こども園への移行を前提とした幼稚園に対し、長時間預かり保育事業への補助を開始しており、継続した支援が必要です。
- 「子ども・子育て支援新制度」施行後は、幼稚園は事業者の意向により、「子ども・子育て支援新制度」の施設型給付の幼稚園・認定こども園に移行する園と、移行せずに従来の制度を継続する園があり、移行しない幼稚園における教育・保育は、各園の教育方針に基づき、従来どおり継続して

実施されます。

- 「子ども・子育て支援新制度」に移行する幼稚園、認定こども園等は共通の給付制度（施設型給付）に一本化され、全ての子どもが必要に応じた教育・保育を受けることとなります。それぞれの施設類型における教育・保育時間等を踏まえた、利用する保護者の負担のあり方を検討することが必要です。
- 幼稚園教諭の確保と安定雇用や、特別な支援を必要とする子どもへの対応等について、国が定める質の基準を踏まえながら、本市の教育・保育の質の改善を図る必要があります。
- 2015（平成27）年4月から、幼保連携型認定こども園の認可について県から権限移譲されることから、本市における幼保連携型認定こども園の指導監査の体制整備が必要です。加えて、その他の3類型（幼稚園型・保育所型・地方裁量型）認定こども園の認定についても県から権限移譲されるため、適切な対応が求められます。

#### ＜「子ども・子育て支援新制度」における認定こども園の類型＞

類型	機能
幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

- 子ども一人ひとりが安心して就学を迎え、実り多い学校教育を受けられるよう、幼稚園、認定こども園、保育所と小学校、地域療育センター等の専門機関が連携して就学前後の子どもへの支援を行うことによって、子どもの学びの連続性を確保することが重要です。

#### 計画期間における方向性

- ◎子どもたちが安心して過ごし、充実した活動ができる教育・保育環境を整えていくよう、幼稚園のこれまでの実績を活かし、引き続き充実した教育・保育を推進します。
- ◎特別な支援を必要とする子どもの受け入れの推進など、特色ある幼稚園における教育の充実を図るために、必要な経費の助成や幼児教育相談員の巡回等、幼稚園における教育の振興や支援に取り組みます。
- ◎幼稚園利用者の多様なニーズに対応するため、保育所の開所時間と同等の運営をする長時間預かり保育事業を行う幼稚園への支援など、幼稚園の預かり保育事業の充実を図ります。
- ◎多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応を図るために、幼稚園から認定こども園への移行を促進し、

移行に向けて計画的な整備を進めるとともに、保育所から認定こども園への移行も支援します。

- ◎認定こども園への移行にあたっては、幼保連携型認定こども園への移行を最終的な目標として見据え、円滑に移行が進むように、移行を希望する幼稚園や保育所に対して個別の状況に応じた支援と段階を踏んだ取組を行います。
- ◎幼稚園、認定こども園の教育・保育の質の向上のために、国が定める質の基準を踏まえながら、市としての運営水準の向上を図ります。あわせて、2016(平成28)年度以降の利用する保護者の受益と適正な負担について検討し、国の幼児教育無償化の動きや他都市の状況にも留意しながら、適切な補助水準及び保育料の設定について一定の方向性を確定します。
- ◎幼保連携型認定こども園における指導監査の体制を確立するとともに、施設型給付施設への確認・指導を実施する等、質の高い教育・保育の提供の推進に取り組みます。また、認定こども園の認可及び認定は、本市の基準等に基づき適切に行います。
- ◎幼稚園、認定こども園、保育所と小学校、地域療育センター等の専門機関と連携して情報交換や研修の実施、子どもたちとの交流等を通して、相互に教育内容や子どもの状況等を把握するなど、幼保小の連携を図りながら、子どもたちが安心して小学校生活をスタートできるように、小学校教育との円滑な接続を行います。

#### 推進項目（1）幼児教育の質の向上

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
<b>私立幼稚園に対する助成事業</b>	質の高い幼児教育を推進するために、特別支援教育事業、子育て支援事業、預かり保育事業等の事業を実施する市内の私立幼稚園に対し、必要な経費の助成や、幼児教育相談員の巡回等を実施し、教育の充実に積極的に取り組む幼稚園への支援を行います。 また、「子ども・子育て支援新制度」による施設型給付を幼稚園、認定こども園に対し給付するとともに、教育・保育の質の向上のために、国における質の改善を踏まえながら、運営水準の向上を図ります。	こども本部
<b>私立幼稚園保育料補助事業</b>	私立幼稚園に園児を通園させる保護者に対し、保育料の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	こども本部
<b>幼児園保育料補助事業</b>	幼児園（幼稚園類似の幼児教育施設で、市が認定する施設）に園児を通園させる保護者に対し、経済的負担の軽減を図ります。	こども本部
<b>幼児教育への支援</b>	幼児教育に携わる幼稚園教諭、保育士等を対象とした講座や研修を実施することにより、幼児教育の充実を図ります。	こども本部

### 推進項目（2）認定こども園への移行の促進

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
認定こども園整備事業	認定こども園への移行を進めるため、必要な整備を計画的に行います。	こども本部
認定こども園保育士等資格取得支援事業	認定こども園における保育教諭は、幼稚園教諭と保育士資格両方の免許・資格を有するものとされていることから、有していない資格取得の支援を推進します。	こども本部
長時間預かり保育事業	保育所の開所時間と同等の運営を実施するとともに、認定こども園への移行を前提とした幼稚園に対し、長時間の預かり保育事業に対する助成を実施します。	こども本部

### 推進項目（3）幼保小連携の推進

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
校長・園長連絡会等の実施	小学校校長と幼稚園・認定こども園・保育所園長との連絡会、教諭や保育士等実務担当者の連絡会等を通じ、さまざまなネットワークにより幼保小の連携を図ります。	こども本部 区役所 教育委員会
各小学校における園児・児童の交流	幼稚園・認定こども園・保育所年長児の小学校行事への参加等を通じて、園児と児童の交流を実施し、就学前の子どもが安心して就学を迎えるような取組を推進します。	こども本部 区役所 教育委員会
就学に向けたリーフレット等の作成・配布	幼稚園・認定こども園・保育所年長児とその保護者に向けたリーフレット等を作成・配布し、就学前の準備と就学後の生活について啓発を図ります。	区役所 教育委員会

### Ⅲ－2 保育需要への適切な対応

本市では、人口の増加に伴い就学前の子どもの数が増加しているとともに、核家族化、共働きをする子育て家庭の増加などの社会状況の影響などから、保育所利用申請数は毎年増加しています。

そのため、これまで大幅な保育受入枠の拡大を図ってきましたが、今後、さらなる保育需要への対応に向けて保育環境の整備が求められています。地域ごとの保育需要に効率的かつ効果的な対応をしていくため、多様な手法を用いた確保策を実施していく必要があります。

#### これまでの取組

- 高まる保育需要や多様化する保育ニーズに対応するため、2002(平成14)年2月に「川崎市保育基本計画」を策定し、保育受入枠や多様な保育サービスの拡充を図ってきました。
- 2011(平成23)年3月には「第2期川崎市保育基本計画(かわさき保育プラン)」を策定し、認可保育所の整備については、公募型の民間事業者活用型保育所整備を中心に、新たに鉄道事業者との連携や、土地所有者と保育事業者のマッチング、国有地の活用などの整備手法に取り組むとともに、民間活力の積極的な導入により、2011(平成23)年度から2013(平成25)年度までの間に4,420人の定員増を図りました。2014(平成26)年度には2015(平成27)年4月の待機児童解消の実現に向け、1,790人の定員増を図り、全市で20,325人の定員枠を確保しました。
- 公立保育所の民営化を2005(平成17)年度から実施し、2015(平成27)年4月1日現在で36か所39園の民営化を図り、625人の定員増を図りました。
- 認可外保育事業については、2013(平成25)年1月に策定した「川崎市認可外保育事業再構築基本方針」に基づき、複数あった本市の独自制度については一元化を図り、本市が定める基準を満たした「川崎認定保育園」の制度へと再編を進め、家庭保育福祉員(保育ママ)、おなかま保育室、川崎市認定保育園等を含めて、2014(平成26)年4月現在、4,130人の受入枠を確保しています。

#### ＜認可保育所の整備状況の推移＞

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認可保育所の定員枠の拡大	目標	20か所 1,585人増 (180か所 15,905人)	20か所 1,465人増 (203か所 17,490人)	20か所 1,270人増 (223か所 18,955人)	22か所 1,540人増 (243か所 20,225人)
	実績	23か所 1,585人増 (180か所 15,905人)	18か所 1,505人増 (203か所 17,490人)	20か所 1,330人増 (221か所 18,995人)	32か所 1,790人増 (241か所 20,325人)

※目標・実績各欄の上段は、当該年度の保育所の建設か所数と定員枠の拡大人数を、下段( )内は、各年度の4月当初のか所数と、定員を示す。

#### 現状と課題

- 首都圏における待機児童解消への期待感が高まっており、新たな需要に対して適切かつ迅速な対応が必要です。
- 大規模住宅開発等に伴い保育需要が急増している地域があり、重点的な保育所整備が必要です。

- 引き続き低年齢児の利用申請が多くなっており、受入枠の拡充が課題となっています。
- 横浜市との市境の地域で保育所整備に適した土地等がなく、保育資源が不足している地域があります。
- 既存の公立保育所の中から、各区3か所を本市の保育施策の中心を担う施設として「新たな公立保育所」として位置付け、3つの機能（「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援」、「公・民保育所人材育成」）の強化を柱とした取り組みを推進していますが、一方では施設の老朽化が進んでおり、その対策が課題となっています。
- 「新たな公立保育所」以外の公立保育所については、保育需要や築年数を考慮した民営化が課題となっています。
- 公立保育所の指定管理園（公設民営）については、民設民営化に向けて、順次進めていくことが必要です。
- 改築を必要とする時期にきている民間保育所も複数あることから、その対策が課題となっています。
- 認可外保育事業である川崎認定保育園等の事業継続と保育の質の担保・向上に向けた取組が課題です。

### 計画期間における方向性

- ◎保育需要に対応し、重点的に保育所の整備が必要な箇所を定める一方で、整備手法については多様な手法を用いることによって、必要な場所に必要な量の整備を効率的に推進します。
- ◎低年齢児の受入枠の拡充策として、定員60人以上の保育所を補完する0～2歳児を対象とした定員19人以下の小規模保育事業所の整備を進めています。
- ◎「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定」（2014(平成26)年10月27日締結）に基づき、市境にある市有地や国有地、民有地等で周辺の保育需要を双方に補完し合える土地等を活用し、保育所等の共同整備を進めています。
- ◎「新たな公立保育所」については、早期に建替えるべき保育所と長寿命化を進めるべき保育所を分けることで、効率的で計画的な維持保全を進め、公立保育所全体のライフサイクルコストの低減を図っていきます。
- ◎公立保育所の民営化については、譲渡や賃付など建替え以外の手法を含め、さらに効率的に推進できるよう検討を進めます。
- ◎公立保育所の指定管理園（公設民営）については、施設の形態により手法の方向性を定め、指定期間の終了時に順次、民設民営化を進めます。
- ◎民間保育所の建替えについては、その手法や資金調達の関係も含み、運営法人と調整を図っていきます。
- ◎川崎認定保育園については、当面は制度を継続するとともに、施設の認可化や小規模保育事業への移行を推進します。

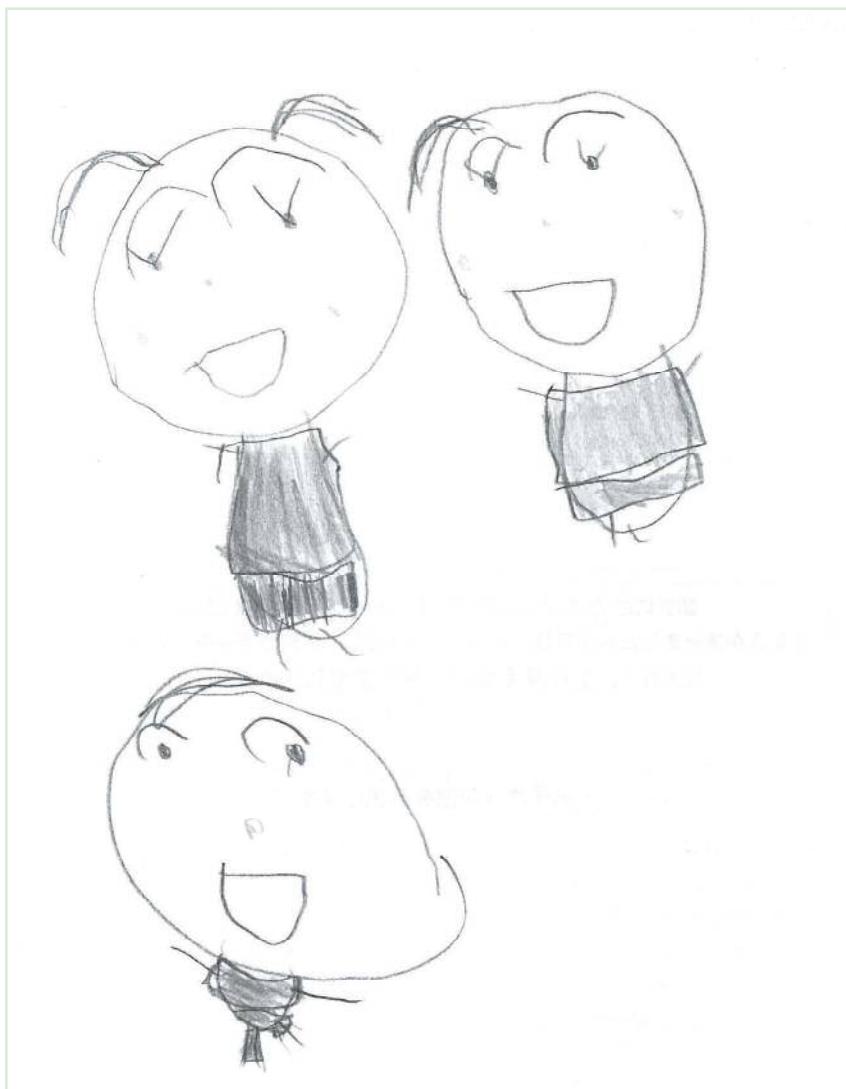
## 推進項目（1）多様な手法による定員枠の拡大

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
<b>重点整備箇所への認可保育所の整備</b>	<p>認可保育所の整備は、待機児童解消への期待感により新たに掘り起こされる保育需要や、引き続き大規模住宅開発等により保育需要の急増が見込まれる地域の状況を見極め、必要とされる場所に的確かつ効果的に整備を行い、待機児童解消の継続を図っていきます。</p> <p>整備地域の選定にあたっては、教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）や地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）、川崎認定保育園等の入所や空き状況、入所保留者の地域（町丁）別、児童年齢別、ランク別件数等の把握・分析を行い、保育需要が見込まれる重点整備地域の絞り込みを行います。また、保育所等に適した物件の掘り起こしが課題となっていることから、保育所等の整備に向けては、区役所とこども本部が連携しながら、対応を図ります。</p>	こども本部
<b>小規模保育事業所の整備</b>	小規模保育事業所については、面積的に認可保育所の整備が困難な既成市街地においても重点的で柔軟な整備がしやすいことから、保育需要の高い市街地等に指定する緊急整備地区を中心に、効果的な整備を推進していきます。	こども本部
<b>横浜市との協定に基づく認可保育所の共同整備</b>	「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定」（2014(平成26)年10月27日締結）に基づき、本市と横浜市との市境にある市有地や国有地、民有地等を活用しながら、市境周辺における保育需要を双方に補完し合える土地等に、保育所等の共同整備を進めています。	こども本部
<b>川崎認定保育園における受入枠の確保</b>	本市独自の認可外保育事業である川崎認定保育園については、一定の受入枠を継続して確保するとともに、保護者の保育料負担軽減を実施します。	こども本部

## 推進項目（2）公立保育所の民営化と施設老朽化への対応

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
<b>「新たな公立保育所」の老朽化対策と機能強化の推進</b>	建替えるべき保育所と長寿命化を進めるべき保育所を早期に切り分け、総合的な老朽化対策を推進するとともに、建替えについて、「新たな公立保育所」の機能や役割を果たすために民間資金を活用した新たな手法を含め、効率的に進めます。	こども本部

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
公立保育所の民営化	公表済みの公立保育所8か所の民営化を 2016(平成 28)年4月に4か所、2017(平成 29)年4月に4か所と、それぞれ進めていくとともに、今後民営化を予定している公立保育所についても、2021(平成 33)年4月を目指しに、適切な手法を見極めながら、民営化を推進します。	こども本部
指定管理の公立保育所の民設民営化	建物が単体施設の場合は、建物・工作物を有償譲渡し土地は無償貸付することを原則として、建物が複合施設の場合は、建物も土地も無償貸付することを原則として、民設民営化の取組を進めます。	こども本部
民間保育所の老朽化対策の推進	民間保育所の改築については、運営法人と調整を図りながら、適切な時期に実施できるよう検討を進めます。	こども本部



テーマ：お友達

### III-3 保育の質の維持・向上

高まる保育需要に迅速に対応していくために、本市はこれまで「民間で出来ることは民間で」という基本原則のもと、民間活力を積極的に導入するとともに、大幅な保育受入枠の拡大のための保育所整備を進めてきました。今後も、高まる保育需要への対応、効果的な保育所運営費の財源確保、多様な保育サービスの効率的な提供の観点から、引き続き民間の多様な運営主体の参画を促進していきます。

一方で、多様な運営主体による保育事業の推進にあたっては、保育サービスの質の維持と向上も併せて求められています。したがって、認可保育所、地域型保育事業や川崎認定保育園などの認可外保育施設において、安定した質の高い保育を継続的に実施できるよう、運営主体に対して必要な支援を行っていくとともに、「保育士の確保・人材育成」に努めます。

#### これまでの取組

##### 《多様な運営主体の参入に伴う保育の質の確保》

- 「第2期川崎市保育基本計画」に基づき、多様な手法による保育所整備を推進してきましたが、安定した保育の提供と質の向上を図るため、設置・運営法人の選考にあたっては、有識者による選考委員会を実施するとともに、運営開始後においても、指導監査体制の充実を図り、保育の質の維持・向上に努めてきました。
- 民間保育所の運営に関し、条例の基準を上回る職員配置や嘱託医による健康診断の実施等を着実に推進するとともに、2013(平成 25)年度から、国の保育士等待遇改善事業を活用し、民間保育所職員の待遇改善を図ってきました。
- 2014(平成 26)年4月から「新たな公立保育所」の「民間保育所等への支援」「公・民保育所人材育成」の機能強化により、民間保育所等との連携を深めながら、市内全体の保育の質の維持・向上に向けた取り組みを全区で開始しました。
- 「福祉サービス第三者評価」の受審の促進を図り、利用者への情報提供を行うとともに、保育の質の向上に向けた自主的な取組を支援してきました。

##### 《認可外保育事業の保育の質の向上》

- 認可外保育施設に対しては、本市独自の運営基準を定め、基準を満たす施設に対し運営費を助成することにより、施設運営の安定と保育内容の向上等に努めてきました。
- 「川崎市認可外保育事業再構築基本方針」に基づき、認可外保育施設の保育の質の向上を図るため、新たに「川崎認定保育園」を創設し、複数あった認可外保育事業の一元化を進めるとともに、「子ども・子育て支援新制度」における施設型給付・地域型保育給付の対象となる施設・事業への段階的な移行を促進することとしました。
- 認可外保育施設における適正な保育環境や子どもの安全を確保するため、指導体制を強化し、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく立入調査・指導の充実を図りました。

##### 《保育士確保対策の充実》

- 首都圏における保育所整備の推進に伴う深刻な保育士不足に対応するため、2014(平成 26)年度か

ら「かながわ保育士・保育所支援センター」を県内自治体で共同運営し、保育士資格を持ちながら就職していない潜在保育士の再就職支援を行うとともに、本市独自でも就職相談会や就職支援セミナーを開催しました。

#### 《特別な支援を必要とする子どもへの対応》

- 本市では、全ての保育所で障害を持つ子どもも受け入れることを基本としており、保育体制の充実に努めてきました。
- 公立保育所の子どもを対象に実施していた障害を持つ子どもに対する心理学的な相談支援（発達相談・巡回相談事業）体制を強化し、2013(平成25)年度からは民間保育所の児童も対象とするなど、発達障害等が疑われる子どもへの対応や支援の充実を図りました。
- 2014(平成26)年4月から「新たな公立保育所」の「地域の子ども・子育て支援」の機能として、公立保育所の集団保育の環境等を有効活用しながら、発達が気になる子ども等を持つ保護者への適切な助言等を行ってきました。

#### 現状と課題

- 「子ども・子育て支援新制度」においては、認可保育所に加え、新たに地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）が創設され、本市に参入する事業者が、今後ますます多様化することが見込まれます。したがって、保育の質の向上に向け、これまで以上に民間事業者への支援を充実していく必要があります。
- 本市では、川崎認定保育園も保育受入枠の一つとして位置付けているため、保育の質の維持・向上に向けた支援の充実を図る必要があります。
- 必要な保育の量（受入枠）を確保するためには、施設の整備だけでなく、保育を支える人材の確保が喫緊の課題となっています。また、職員の離職を防止するため、労働環境のさらなる改善も検討していく必要があります。
- 発達障害が疑われる子どもが増加しており、保育所等に通っている子どもに対しては、小学校への円滑な接続を視野に入れた早い段階からの保護者との連携や、子どもの特性に応じた保育の提供が求められています。また、保育を必要としながらも、集団保育環境下での医療的ケアの困難な子どもへの対応も課題となっています。

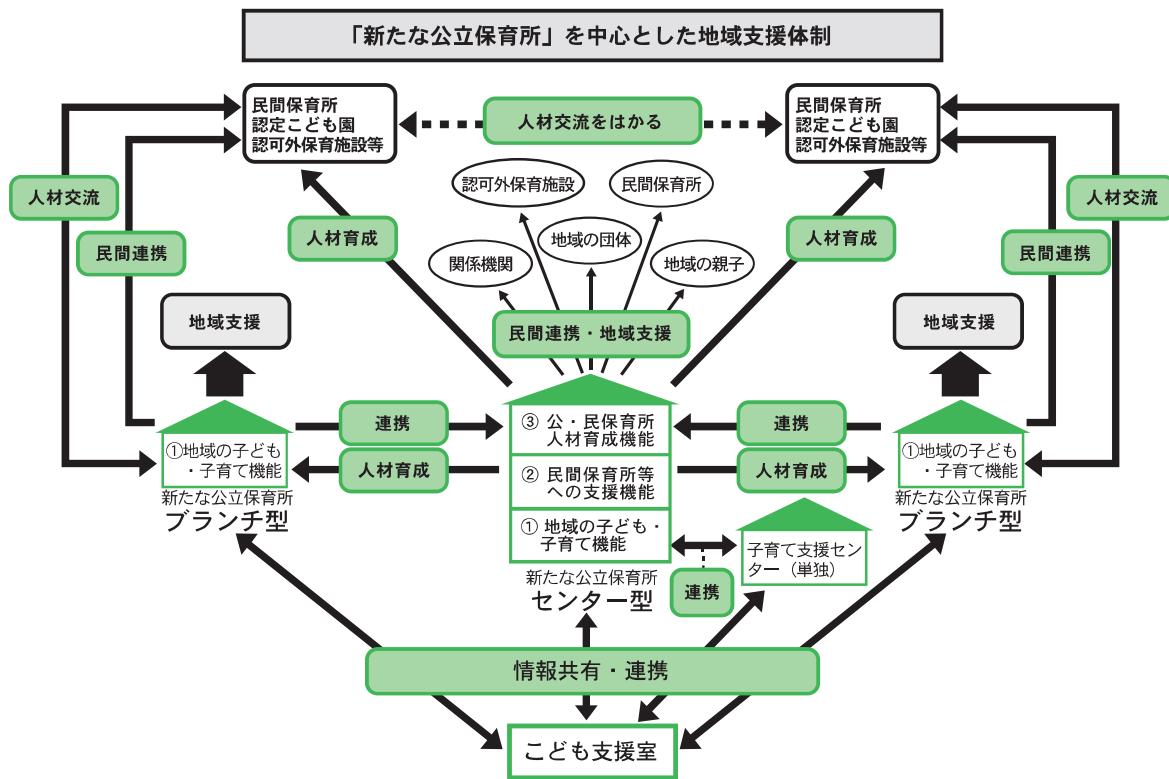
## 計画期間における方向性

- ◎多様な運営主体が事業を展開していくなかで、保育の質の維持・向上に向けて、実践的な知識や保育技術をさまざまな機会を捉え共有するとともに、本市独自の運営費の補助等により、子ども及び職員の処遇の向上を支援します。
- ◎地域型保育事業について、小規模である事業特性を踏まえ、連携する保育所等の教育・保育施設（連携施設）を設定し、利用する子どもの交流や保育内容の運営支援を行います。
- ◎保育士確保にあたっては、保育士養成施設との連携を強化するとともに、保育士資格を持ちながら就職していない潜在保育士の再就職や認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得を支援します。
- ◎特別な支援が必要な子どもへの支援に際しては、小学校への円滑な接続を視野に入れ、保護者、療育センター、小学校等との連携の取組を進めていきます。また、これまで保育所での保育が困難であった医療的ケアが必要な子どもの受け入れに向か、「新たな公立保育所」を中心として障害のあるなしにかかわらず保育を享受できる体制の整備を検討します。

## 推進項目（1）多様な運営主体の参入に伴う保育の質の確保

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
「新たな公立保育所」の推進	各区に3か所設置する「新たな公立保育所」の役割として、身近な地域の中で、実践的な知識や保育技術について民間事業者との共有を図り、支援等を実施するとともに、公・民合同の研修等により保育人材を育成します。	こども本部 区役所
地域型保育事業に対する運営支援の確保	地域型保育事業について、連携施設の設定を調整し、利用する子どもの交流や保育内容の運営支援を行います。 また、幼稚園の長時間預かり保育事業や認定こども園への移行の推進により、3歳以降の教育・保育施設の受入れ枠の拡大を図るとともに、3歳以降の入所調整における優先利用の仕組みを検討し、保育の継続性の確保に努めます。	こども本部
指導監査等の充実	新たに創設された地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）についても、認可保育所と同様に、指導監査の項目を検討するとともに、年1回以上の指導監査を実施し、保育の質の向上に努めます。 また、認可外保育施設等についても、立入による指導監督の充実を図り、保育の質の向上に努めます。	こども本部
「福祉サービス第三者評価」等の推進	これまで実施してきた認可保育所における福祉サービス第三者評価の受審のさらなる促進を図るとともに、地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）における評価（自己評価・外部評価）の仕組みを検討し、評価の実施や結果の公表の促進に努めます。	こども本部

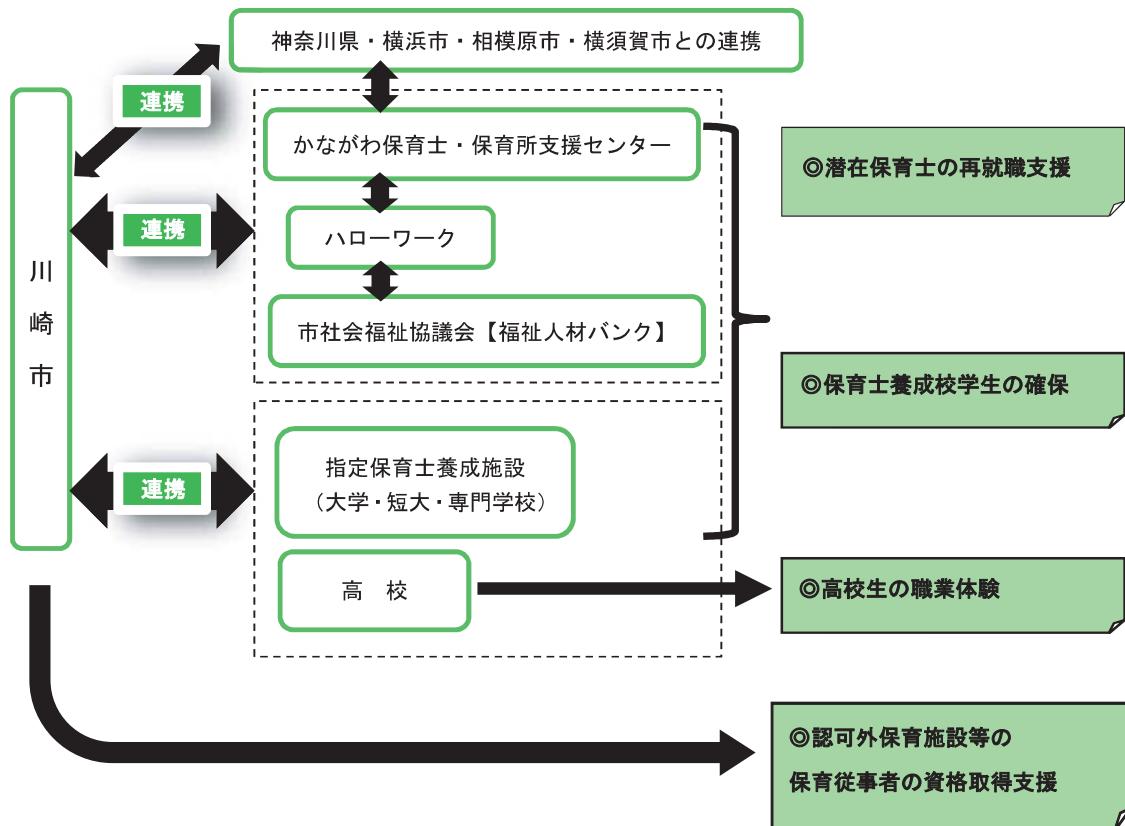
### ■「新たな公立保育所」機能・連携イメージ



### 推進項目（2）保育士確保対策の充実

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
保育士確保事業の推進と人材育成	保育士確保にあたっては、県内の自治体と共同運営する「かながわ保育士・保育所支援センター」や保育士養成施設との連携を強化し、就職相談会や就職支援セミナーを開催します。特に、潜在保育士に対しては、保育現場から離れている不安を解消するため、保育所での実習等の実践的な研修の機会を提供し、円滑な再就職を支援します。 また、地域型保育事業や認可外保育施設に勤務する保育従事者に対しても、研修の機会を提供するとともに、保育士資格取得支援の充実を図り、認可保育所や小規模保育事業への移行を支援します。	こども本部
働きやすい職場環境づくりの推進	保育士の安定雇用や離職防止のため、職員の待遇改善等さらなる労働環境の改善を進めていきます。	こども本部

### ■保育士確保対策の取組



#### 推進項目（3）特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
障害児保育の推進	<p>小学校への円滑な接続を視野に入れ、保護者や関係機関と連携し、一人ひとりの子どもの特性に合わせた支援ができるよう保育体制の充実を図るとともに、本市が独自で実施する発達相談・巡回相談事業の積極的な活用を促します。</p> <p>また、医療的ケアが必要な子どもの受け入れについて検討し、そのための人材育成を進めています。</p>	こども本部

### III-4 多様な保育ニーズへの対応と充実

保護者の就労形態の多様化に伴い、保育を必要とする時間や曜日、頻度、場面などが多様になってきています。また、就労だけなく、在宅で子どもを養育している保護者においても、核家族化の進行等により、急な病気や育児疲れ等によるリフレッシュなど、保育を必要とする機会が増えてきています。

そのため、平日の日中に行う通常保育に加えて、延長保育や一時保育（一時預かり）、休日保育、病児・病後児保育などの多様な保育メニューが求められています。

#### これまでの取組

- 本市では、1983(昭和 58)年度から延長保育事業を開始し、2002(平成 14)年度からは 20 時までの長時間延長保育を実施しています。

＜過去5年間の延長保育の実施状況（各年度とも4月1日の実施か所数）＞

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 時間延長	88	87	80	73	67
2 時間延長	73	93	123	148	174

- 保護者のパートタイム就労や急病、育児疲れ等によるリフレッシュなどのため、1996(平成 8)年度から、一時保育事業を開始しています。また、日曜や休日の保護者の就労等により家庭で保育できない場合への対応として、2004(平成 16)年度から、認可保育所に平日入所している子どもに対して休日保育事業を実施しています。

＜過去5年間の一時、休日保育の実施状況（各年度での実施か所数）＞

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
一時保育	32	35	43	50	55
休日保育	6	6	6	6	6

- 川崎市医師会との協働によって、病気の回復期にあるものの普段通園している保育所等にはまだ通えない、保護者の就労等により保育を必要とする子どもの病後児保育事業を、1995(平成 7)年度から実施しています。また、2014(平成 26)年度からは、病気の回復期に至っていない病児も対象とした病児保育事業を開始しました。

＜過去5年間の病児・病後児保育の実施状況（各年度での実施か所数）＞

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
病児保育	—	—	—	—	1
病後児保育	3	3	3	3	3

#### 現状と課題

- 本市では、民間保育所の新設、公立保育所の民営化等に併せて、長時間延長保育や一時保育、休日保育、病児・病後児保育の各事業を推進してきましたが、多様な保育に対するニーズはさらに細分化・複雑化しており、各事業においてもきめ細やかな対応と、より一層の拡大が期待されています。
- 延長保育事業については、延長保育時間の細分化や土曜日実施の促進が必要とされています。一時

保育事業においても、実施箇所の拡大や土曜日の実施や保育時間の延長などが求められています。

- 休日保育事業については、麻生区での実施保育所が未整備であるほか、中原区、高津区、宮前区などにおいては、利用者の大幅増により日によって利用できないこともあるため、拡充が必要です。
- 病児・病後児保育事業については、幸・中原・高津・多摩の4区（ただし、病児保育については中原区の1か所のみ）において、施設が整備されていますが、未整備区域への整備と全施設での病児保育の実施が期待されています。

### 計画期間における方向性

- ◎増大する多様な保育ニーズに的確に対応するため、多様な保育事業の未整備区域の解消など、延長、一時、休日、病児・病後児保育事業の拡充に努めます。
- ◎加えて、細分化・複雑化する多様な保育ニーズにも適切に対応できるよう延長・一時保育事業等における実施内容の細分化、実施日・実施時間等の拡大に努めます。

### 推進項目（1）多様な保育事業の充実

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
延長保育事業の拡充と実施内容の充実	民間保育所や認定こども園の新設等に併せて、延長保育事業の実施施設の拡充を図ります。 また、保育所の延長保育時間の区分を現行の1時間単位から30分単位に細分化し、きめ細やかな対応が図られるようとともに、土曜日においても延長保育の実施の促進が図られるよう取組を進めます。	こども本部
一時預かり事業の拡充と実施内容の充実	民間保育所や認定こども園の新設、公立保育所の民営化、川崎認定保育園の認可化等に併せて、一時預かり事業の実施施設の拡充を図ります。また、一時預かり事業の土曜日の実施や保育時間の延長等が図られるよう「基幹型一時預かり」の実施を推進するとともに、小規模保育事業等における「少人数制一時預かり（時間預かり）」の事業化を推進します。	こども本部
休日保育事業の拡充	休日保育事業を行う施設の未整備区域への整備を進めるとともに、利用者が増え、ますます利用ニーズが見込まれる区域の実施施設の定員増を図ります。	こども本部
病児・病後児保育事業の拡充	川崎市医師会と連携し、未整備区域への整備を進めるとともに、既存の病後児保育施設での病児保育の事業化を検討します。	こども本部
夜間、年末保育事業の推進	現在、市内1か所で行っている夜間保育事業や各区で公立保育所が行っている年末保育事業についても、引き続き利用ニーズがあることから、事業を継続実施します。	こども本部

### III-5 保育サービス利用における受益と負担の適正化

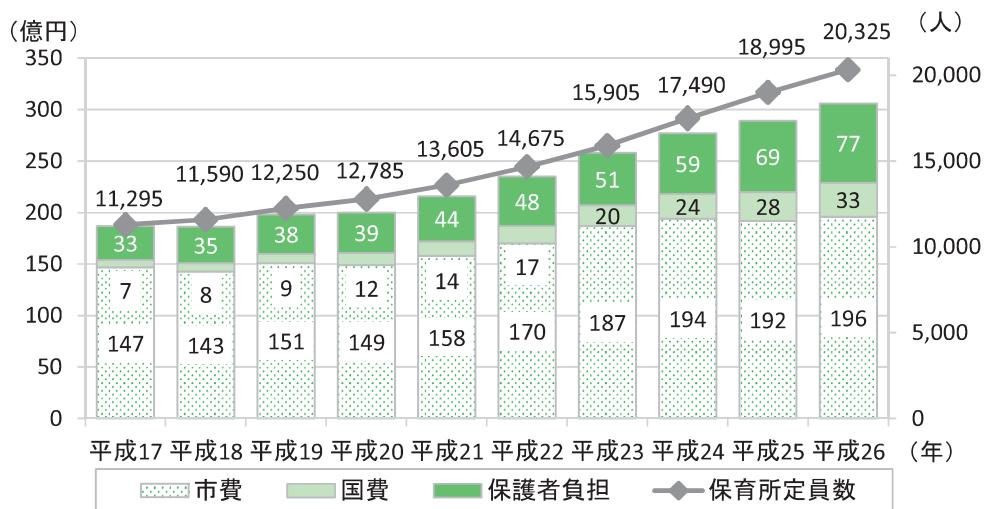
本市では、これまで増大する保育需要に対応するため、保育所整備を推進するとともに、延長保育や一時保育などの、多様な保育サービスの充実を図ってきました。

認可保育所の保育料については、世帯の所得の状況に応じて費用負担を求めてきましたが、運営費の増加に対応する適正な費用負担を将来にわたって見直していく必要があります。本市の他の行政サービスの利用における受益と負担の状況や、国の制度改革、他都市における状況にも留意しながら、保育サービスの利用における受益と負担の適正化を検討していきます。

#### これまでの取組

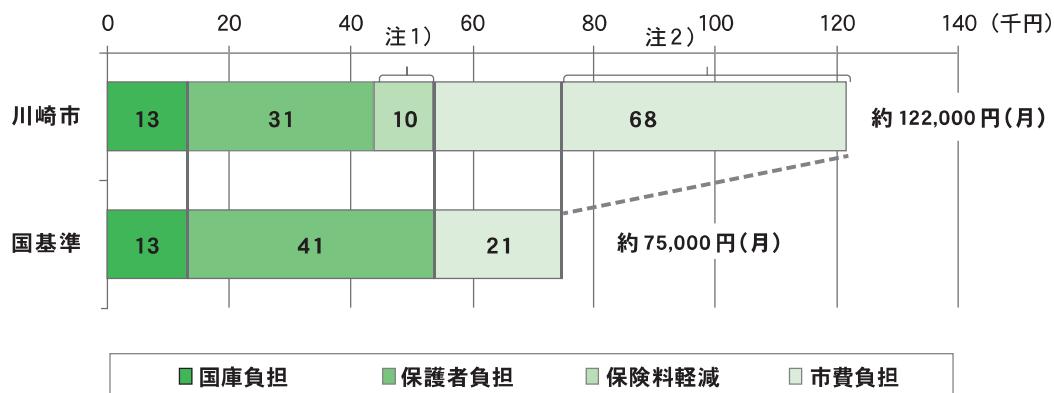
- 高まる保育需要に対応するために、認可保育所の整備を推進し、入所定員の拡大に努めてきましたことにより保育所の運営費は年々増加し、2014(平成26)年度の保育所運営費の予算は300億円を超える状況です。利用する子どもの処遇向上と保育料負担軽減のために独自の施策を展開していることもあります。子ども1人当たりで換算すると、月額約12万2千円となっています。

■保育所入所定員数及び保育所運営費の推移



資料：川崎市こども本部調べ（各年4月）

### ■保育所の子ども1人あたり月額負担の内訳



資料：川崎市こども本部調べ（各年4月）

注1) 保護者負担軽減のため、市費を投入

注2) 保育の質の向上のため、上乗せの市費を投入

●2011(平成23)年度に、学識経験者、幼稚園・保育所運営事業者、保護者代表等で組織する「保育サービス利用のあり方検討委員会」を設置し、保育料の改定に向けた検討を行いました。就学前の子どもの数の増加傾向が継続するとの予測から、「第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）」に基づく保育所整備の継続と施設数拡大に伴う運営経費の増加が見込まれることから、これらの要因を考慮した検討結果として次の報告を受けました。

- ・サービスの受給における保護者からの応分の負担を求めること。
- ・保護者負担割合を国基準保育料に対し75%程度とすること。
- ・低所得者層及び中間層へ配慮した保育料額とすること。
- ・保護者負担能力に応じた所得税の間差額の設定や保育料額の設定を見直すこと。

この報告を受けて2012(平成24)年度から3年間で、保育料の負担割合を66.4%から75.0%まで段階的に引き上げました。また、家庭保育福祉員制度及びおなかも保育室の利用者負担額についても引き上げを行いました。

●認可保育所の保育料は、公営も民営も市が徴収を行います。認可保育所に入所していない家庭や在宅で子育てをする家庭、さらには一般の納税家庭との公平性の観点から、保育料の収納対策を強化してきました。保育料の収納率の向上に向け、電話催告や納付面談、さらには、法令の規定による債権差押を中心とした滞納処分も行いました。

＜保育料改定(国基準額に対する負担率)の経過＞ (単位:%)

平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
62.2	63.7	65.0	66.4	69.4	72.4	75.0

＜収納率の推移＞

(単位:%)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
95.2	96.0	96.4	97.1	97.3

## 現状と課題

- 2015(平成27)年度に施行される「子ども・子育て支援新制度」においては、国基準利用者負担額が現行制度の水準で示されているため、本市の保育料は現行水準としますが、「第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）」に基づき、2012(平成24)年度以降も高まる保育ニーズへの対応のため、年間20施設程度の保育所整備を継続していることから、保育所の運営経費は増加傾向にあり、安定的な運営の確保と質の維持・向上を図るためにも、適切な負担率の改定に向けた検討が必要です。
- 「子ども・子育て支援新制度」における地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）の保育料の設定については、認可外保育施設である家庭保育福祉員、おなかま保育室及び川崎認定保育園から移行することも考慮し、それぞれの現行の保育料を基本の水準として設定しているため、保育所保育料負担率の改定と連動することが必要です。
- 保育所における一時保育や病児保育施設の利用料については、保育所保育料を基に設定していましたが、事業実施の状況、国の制度改正等を考慮した負担のあり方を検討することが必要です。
- 保育料の徴収については、現年度分は各種取組により収納率の向上の成果をあげていますが、滞納繰越分については、年月の経過が進むことで徴収が困難になるため、その対策の強化が必要です。

## 計画期間における方向性

- ◎認可保育所の保育料や一時保育、病児保育などの保育サービスに関する利用料金については、2016(平成28)年度以降の受益と適正な負担のあり方を検討するために、2015(平成27)年度において検討組織を設置し、国の制度改正、他都市の状況にも留意しながら、適切な保育料や利用料金の設定について一定の方向性を確定します。
  - ◎保育料の滞納については、引き続き口座振替の促進を図り、コンビニ収納を開始するなど、収納率向上に向けた取組を強化・推進します。
  - ◎認可施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業）等の保育料負担割合の適正化
- ※2016(平成28)年度の改定に向けた検討を行います。

施設種別	平成27年度の負担割合	施設の有資格者割合
認可保育所	国基準の 75%	100%
認定こども園（2号、3号）	国基準の 75%	100%
小規模保育事業A型	国基準の 75%	100%
小規模保育事業B型	市認可保育所の 80%	50%以上
小規模保育事業C型	市認可保育所の 65%	家庭的保育者
家庭的保育事業	市認可保育所の 65%	家庭的保育者
事業所内保育事業A型	国基準の 75%	100%
事業所内保育事業B型	市認可保育所の 80%	50%以上

施設種別	平成 27 年度の負担割合	施設の有資格者割合
居宅訪問型保育事業	国基準の 75%	家庭的保育者
おなかま保育室（認可外）	市認可保育所の 80%	3 分の 1 以上

## ◎多様な保育サービスの利用料金のあり方の検討

※サービス提供に対する応分の負担に向けた検討を行います。

事業種別	平成 27 年度利用料金	備考
延長保育事業（保育所関係）	30 分 1,000 円	別途補食代 1,500 円程度
一時保育事業（保育所関係）	日額 2,300 円	食事・おやつ代は別
年末保育事業	日額 2,500 円	弁当持参・おやつ代含む
病児・病後児保育事業	日額 2,500 円	食事・おやつ代含む

注) 生活保護世帯及び市民税非課税世帯は減免制度があります。

## ◎川崎認定保育園の保育料負担の軽減

川崎認定保育園の保育料は運営事業者が独自に設定していますが、市が定めた保育を必要としている事由に該当していることを要件に、保育料の負担軽減を目的とした補助制度を、保育需要や施設の利用状況を踏まえ実施しています。現行の保育料補助金額は0～2歳児は所得により1万円または2万円、3歳以上児は5千円です。

## 推進項目（1）保育サービスの利用における受益と負担のあり方の検討

事業名	平成 31 年度までの主な取組	所管
認可保育所等の保育料負担割合の適正化	保育所、認定こども園、小規模保育事業等の施設種別に応じた保育料負担割合の適正化を図ります。	こども本部
多様な保育サービスの利用料金のあり方の検討	延長保育、一時保育、年末保育及び病児・病後児保育事業の利用における受益と負担の適正化に向けた検討を行います。	こども本部
川崎認定保育園の保育料負担の軽減	本市独自の認可外保育事業における保育料について、認可保育所利用者との負担の差の緩和を図ります。	こども本部

## 推進項目（2）保育料の収納率向上に向けた取組の推進

事業名	平成 31 年度までの主な取組	所管
収納率向上の取組	保育料の口座振替を推奨するとともに、納付書の取扱いについて、金融機関に加えコンビニエンスストアでも可能にし、利便性の向上を図ります。	こども本部
滞納対策の強化	電話催告や納付面談を実施するとともに、専門的な知識を持つ経験者等の助言を得て、法令の規定による滞納処分を行います。	こども本部

### III-6 待機児童対策の総合的な推進

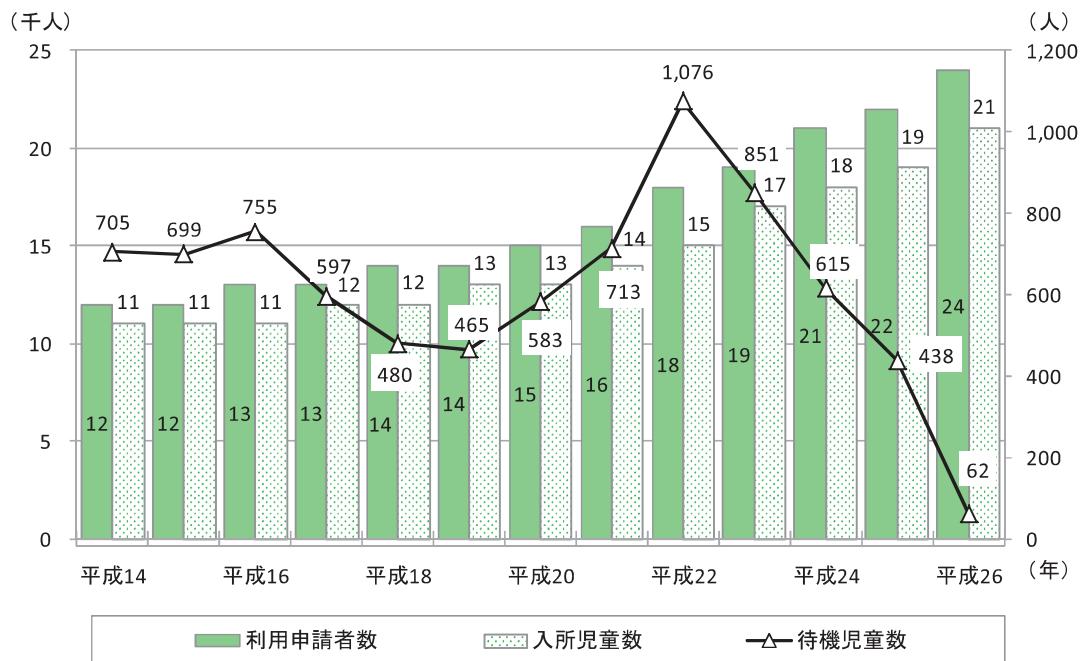
「待機児童の解消」は本市の最重要課題の一つであり、2013(平成25)年12月に市長をトップとした「待機児童ゼロ対策推進本部」を、区長をトップとした「区役所待機児童ゼロ対策推進会議」をそれぞれ設置し、職員が一丸となって待機児童の解消に向けた検討を進め、組織体制の整備をはじめ、予算編成、具体的な施策の検討や実施など、スピード感を持って取組を進めてきました。

「子ども・子育て支援新制度」が導入された後も、待機児童の解消を継続するため、「子ども・子育て支援新制度」における施策・事業を的確に実行することなどにより、待機児童対策を総合的に推進していきます。

#### これまでの取組

- 2014(平成26)年2月に待機児童対策の基本方針として策定した「待機児童ゼロの実現に向けた新たな挑戦」に基づき、認可保育所の整備のほか川崎認定保育園の拡充や保育料補助の増額など、迅速に効果的な施策を推進してきました。
- 区役所においては、保育所入所不承諾となった保護者に対して、きめ細やかな相談・アフターフォローを実施し、保護者の多様な保育ニーズと保育施設やサービス等を適切に結びつけるマッチングを図ったことなど、市民視点に立った取組を積極的に行いました。
- 待機児童の解消においては、保育の質の担保・向上が重要であり、その対策として、2013(平成25)年度は川崎区と宮前区で実施していた「新たな公立保育所」の機能を2014(平成26)年4月から全区で展開し、民間保育所等との交流・支援、公・民保育所人材育成を図るなど、市全体の保育の質の維持と向上に取り組んでいます。
- こうした取組の結果、2014(平成26)年4月の保育所待機児童数は62人となり、前年同月の438人から大幅に減少し、待機児童減少数(376人の減)で全国2位という具体的な成果につながりました。
- 川崎市からの働きかけにより、2014(平成26)年10月27日に「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定」を締結し、「ともに子育てしやすいまち」を目指して、市境における保育所等の共同整備など、両市が連携・協力して相乗効果が期待される取組を推進しています。

### ■認可保育所の入所状況の推移



資料：川崎市こども本部調べ（各年4月）

#### 現状と課題

- これまでの取組を着実に実施し、2015(平成 27)年4月の待機児童の解消を実現します。
- 待機児童の解消は、2015(平成 27)年度以降も継続していく必要があります。
- 待機児童の解消の後は、保育所等に入所できるという期待感から転入者が増え、新たな需要を掘り起こし、当分の間は利用申請者数が増え続けることが想定されるため、その対策が必要です。

#### <平成 27 年 4 月 1 日の待機児童ゼロの実現に向けた保育受入枠の拡充>

施設	内 容	施設数	人 数
認可保育所	新設（公立保育所の民営化、既存保育所の増改築による定員増を含む）	32 施設	1,790 人
	既存保育所の定員変更	11 施設	120 人
	川崎認定保育園の認可化	4 施設	225 人
地域型保育事業	小規模保育事業の新設	4 施設	68 人
	家庭的保育事業の新設	2 施設	8 人
	事業所内保育事業の新設	2 施設	38 人
	地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業）への移行	35 施設	250 人
川崎認定保育園	新規認定による受入枠の拡充	25 施設	771 人
合 計		115 施設	3,270 人

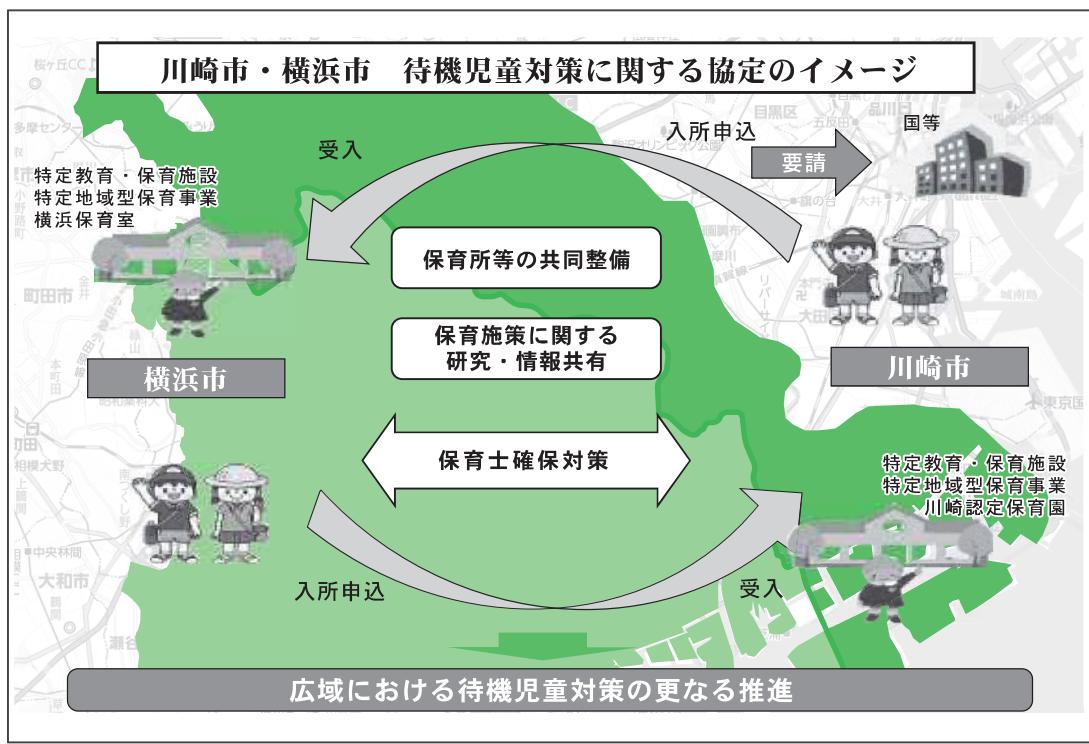
※認可保育所等の新設や、地域型保育事業への移行・新設等により、115 施設、3,270 人の保育受入枠を拡充しました。

### 計画期間における方向性

- ◎待機児童の解消を継続するため、教育・保育の量の見込みに対応する確保策において、保育所等の整備などを計画的に実施し、必要な教育・保育の提供体制を確保していきます。
- ◎今後多くの民間保育所等が整備され、保育士の確保と質の担保が重要な課題となるため、その対策に力を傾注していきます。
- ◎区役所においては、2015(平成27)年4月の子ども・子育て支援法の本格実施に伴う利用者支援事業の中で、保育所等の利用申請前から保護者等の視点に立った情報提供や相談を実施し、入所保留となった後も、きめ細やかな相談・支援を継続して実施していきます。
- ◎「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定」(2014(平成26)年10月27日締結)に基づく取組を横浜市と連携・協力して推進し、待機児童対策の更なる促進を図ります。

#### 【連携・協力事項】

- ・市境における保育所等の共同整備に関すること。
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに横浜保育室及び川崎認定保育園の広域入所に関すること。
- ・保育士の確保対策に関すること。
- ・保育施策に関する研究及び情報共有に関すること。
- ・国等への要請に関すること。
- ・その他この協定の目的の達成に向けて連携及び協力が必要と認められる事項



## 推進項目（1）待機児童対策の総合的な推進

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
<b>区役所における保育資源等の情報収集とニーズに応じた情報提供、相談・コーディネート機能の充実</b> 【再掲：Ⅱ-2-（3）】	<p>多様化する子育て家庭のニーズに的確に対応するため、地域における教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）や地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）、川崎認定保育園等の情報を収集・蓄積し、利用者ニーズに応じた施設・事業等の情報提供を行うなど、利用申請前から入所保留となった後まで、利用者の視点に立った切れ目のない相談・コーディネート機能を充実していきます。</p> <p>また、情報提供にあたっては、区役所窓口においてタブレット端末を活用した効果的な対応を図るとともに、保護者等が自ら希望する施設・事業等を選択できるよう、ホームページの活用や「子育てガイドブック」等を作成するなど、きめ細やかな支援を実施していきます。</p>	こども本部 区役所
<b>重点整備箇所への認可保育所の整備</b> 【再掲：Ⅲ-2-（1）】	<p>認可保育所の整備は、待機児童解消への期待感により新たに掘り起こされる保育需要や、引き続き大規模住宅開発等により保育需要の急増が見込まれる地域の状況を見極め、必要とされる場所に的確かつ効果的に整備を行い、待機児童解消の継続を図っていきます。</p> <p>整備地域の選定にあたっては、教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）や地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）、川崎認定保育園等の入所や空き状況、入所保留者の地域（町丁）別、児童年齢別、ランク別件数等の把握・分析を行い、保育需要が見込まれる重点整備地域の絞り込みを行います。また、保育所等に適した物件の掘り起こしが課題となっていることから、保育所等の整備に向けては、区役所とこども本部が連携しながら、対応を図ります。</p>	こども本部
<b>小規模保育事業所の整備</b> 【再掲：Ⅲ-2-（1）】	小規模保育事業所については、面積的に認可保育所の整備が困難な既成市街地においても重点的で柔軟な整備がしやすいことから、保育需要の高い市街地等に指定する緊急整備地区を中心に、効果的な整備を推進していきます。	こども本部
<b>横浜市との協定に基づく認可保育所の共同整備</b> 【再掲：Ⅲ-2-（1）】	「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定」（2014（平成26）年10月27日締結）に基づき、本市と横浜市との市境にある市有地や国有地、民有地等を活用しながら、市境周辺における保育需要を双方に補完し合える土地等に、保育所等の共同整備を進めています。	こども本部

事業名	平成31年度までの主な取組	所管
川崎認定保育園における受入枠の確保 【再掲：III-2-(1)】	本市独自の認可外保育事業である川崎認定保育園については、一定の受入枠を継続して確保するとともに、保護者の保育料負担軽減を実施します。	こども本部
保育士確保事業の推進と人材育成 【再掲：III-3-(2)】	保育士確保にあたっては、県内の自治体と共同運営する「かながわ保育士・保育所支援センター」や保育士養成施設との連携を強化し、就職相談会や就職支援セミナーを開催します。特に、潜在保育士に対しては、保育現場から離れている不安を解消するため、保育所での実習等の実践的な研修の機会を提供し、円滑な再就職を支援します。 また、地域型保育事業や認可外保育施設に勤務する保育従事者に対しても、研修の機会を提供するとともに、保育士資格取得支援の充実を図り、認可保育所や小規模保育事業への移行を支援します。	こども本部
「新たな公立保育所」の推進 【再掲：III-3-(1)】	各区に3か所設置する「新たな公立保育所」の役割として、身近な地域の中で、実践的な知識や保育技術について民間事業者との共有を図り、支援等を実施するとともに、公・民合同の研修等により保育人材を育成します。	こども本部 区役所



テーマ：かわさきにいるところ